

SB26・AWG・Dialogue

参加報告書

2007年5月7日～5月18日

ドイツ／ボン



財団法人地球産業文化研究所

2007年5月

地球環境対策部

目次

1. はじめに	1
2. 将来枠組み関係	2
2-1. AWG（京都議定書3条9項に基づく附属書I国の更なる約束）	2
2-2. Dialogue（気候変動に対応するための長期的協力に関する第3回対話）	7
3. CDM/JI関連事項	12
3-1. CDM理事会Q&Aセッション	12
3-2. JISC Q&Aセッション	16
3-3. CDM Program of Activity	18
3-4. CDM SSC	20
4. ワークショップ	22
4-1. ロシア提案	22
4-2. 気候変動の緩和	24
5. IPCCブリーフィング	30
6. その他議題	33
6-1. 技術開発と技術移転（SBSTA議題4）	33
6-2. IPCC国別GHG排出インベントリガイドライン（SBSTA議題7(a)）	35
7. サイドイベント	37

1. はじめに

5月7日～18日にかけて、国連気候変動枠組条約第26回補助機関会合（SB26）・京都議定書3条9項に基づく附属書I国（先進国及び市場経済移行国）の更なるコミットメントに関する作業部会の第3回会合（AWG3：Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol）・気候変動に対応するための長期的協力のための行動に対する対話（Dialogue：Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention）がドイツ・ボンの Maritim Hotel にて開催された。



（会場： Maritim Hotel）



（プレナリー開催風景）

条約事務局が5月7日に発表した参加者リストによると、今回の参加者は、165ヶ国からの1,689名となっている。昨年のSB24は、165ヶ国からの1,666名、一昨年のSB22は、157ヶ国からの1,561名であり参加者が増加している。これは京都議定書の第1約束期間を目前に控えていることや第2約束期間以降（2013年以降）に関することが議題にあることで、注目が高まっていることを表している。

ここでは先に述べたSB26、AWG3、Dialogueに加え、同時に行われたロシア提案や緩和に関するワークショップ、サイドイベント等について報告する。

（柴田 憲）

2、将来枠組み関係

2-1. AWG (京都議定書 3 条 9 項に基づく附属書 I 国の更なる約束)

第 3 回の AWG 会合が、5/14~18 にかけて開催された。今回は「附属書 I 国の排出削減目的の範囲および緩和ポテンシャルの分析」がテーマであった。直前に公表された IPCC 第 4 次報告書の内容を踏まえて、活発な議論が行なわれた。

今後は、科学的分析に基づいて具体的な排出削減幅を議論することとなり、次回会合は 8/27~31 にウィーンで「Dialogue」と同時開催されることが決定した。

■ 5 月 14 日 ラウンドテーブル

政策、措置、技術の緩和ポテンシャルに関する議論が終日開催された。午前中の会合は概要とクロスカッティングイシューに焦点を当て、午後の会合は、エネルギー効率、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量と吸収量、およびセクター別アプローチに焦点が当てられた。

以下に主な内容を示す。なお、当日のプレゼンテーション資料は以下の UNFCCC サイトから入手可能。 http://unfccc.int/kyoto_protocol/items/3951.php

▶ 概要とクロスカッティングイシュー

① Bert Metz (IPCC)

長期的な緩和および安定化シナリオを紹介し、世界の二酸化炭素排出量を安定化するには、排出量がいったんはピークを迎えるが、その後は上昇傾向を示すベースラインとは逆に低下させてしていく必要があることを紹介した。

バヌアツからは、450ppm 以下の安定化シナリオがないことへの疑問が寄せられ、実現可能性や費用の問題であるとの返答を行った。

② Artur Runge-Metzger (欧州委員会)

EU にとってのクロスカッティングイシューとして、適切性、実施可能性、公平性の議論がある。先進工業国がまず先頭にたつ必要性を強調し、2020 年までに排出量を 20%削減するという EU のコミットメントを紹介した。

また、構造改革を推進するための政策、技術、措置の緩和ポテンシャルを最大限いかす方法という質問に対し、Metzger は、最低コストオプションが必ずしも最初の選択肢として最も便利のよいものであるとは限らないと指摘した。

2020 年までの 20%削減に対して、EU 内部での分担 (Burden Sharing) についての質問がスイスから出たが、微妙な問題であり検討中であるとの返答であった。

③ Harald Dovland (ノルウェイ)

2050 年までに国内排出量の 100%削減を達成するというノルウェーの目標を紹介し、税金や排出量取引スキーム、炭素回収貯留など広範な措置が必要なことを強調した。

④ Markus Amann (IIASA)

欧州での温室効果ガスと大気汚染の防止の相乗効果の事例として、GAINS (温室効果ガスと大気汚染の相互干渉と相互作用)モデルの概要を紹介した。

➤ エネルギー効率化

① Richard Baron (IEA)

エネルギー効率は、費用効果性のある形でエネルギーの利用量と排出量を削減する膨大なポテンシャルを持っているが、この向上には同時に多くの障壁が存在し、変化をもたらすには政府のリーダーシップが必要であると指摘した。

② 本部和彦 (日本：経済産業省)

日本は世界で最もエネルギー効率の高い国といえるが、さらにエネルギー効率を2030年までに2003年比で30%改善するという目標も紹介。将来枠組みを議論するうえでは、世界の排出削減ポテンシャルを評価したうえでグローバルな取り組みを行うことが重要であると主張した。

グローバルな排出量に言及したことについては、サウジアラビア、中国からAWGは附属書I締約国に焦点を当てるべきとの反論がでたが、これに対して、途上国からの排出量が劇的に増加している現実があり、これら諸国にエネルギー効率化の面で協力したいと返答した。

③ Hugi Olafsson (アイスランド)

石炭から再生可能エネルギーへのエネルギー転換に成功した事例を紹介し、長期的な視点とエネルギー部門の枠を超える新しい戦略の必要性を強調した。

➤ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量と吸収源

① Louis Verchot (世界農業センター)

森林減少の削減や肥料の利用などいくつかの緩和機会を紹介した。また、バイオ燃料と森林減少との結びつきに注目するよう求め、適応と緩和の相乗効果の可能性がある分野として農林業を挙げた。

② Harry Clark (ニュージーランド)

自国の排出量の50%が農業部門起源のものであることを指摘し、短期、中期、長期の放牧家畜からの排出量緩和の機会と障壁を紹介した。

また、ニュージーランドなど高効率の生産者の場合、利益マージンは小さいことから、緩和措置は低コストもしくは共同便益があるものでなければならないと説明した。

➤ セクター別アプローチ

① Bert Metz (IPCC)

異なる利害関係者に対するインセンティブとして、規制、取引可能な認可、資金的インセンティブ、自主協定などを紹介した。自主協定については、その適用が緩やかであり、厳格に策定されなかった場合は大幅な排出削減量を提供するにはいたっていないと報告した。

② Nicole Wilke (EU)

EU-ETS の概要を説明し、このスキームは単純で、費用効果があり、世界の炭素市場における主要なプレーヤーとなっていると述べた。

■ 5月15日 プレナリー

18時からプレナリーが開催され締約国代表や NGO が様々な声明を発表した。主な内容は以下の通りである。

小島嶼国連合 (AOSIS)、後発開発途上国 (LDCs) :

附属書 I 国が大規模で野心的な約束をすることを要請。

EU :

投資判断のための強力な価格シグナルの必要性を強調。国際バンカー油についての検討の必要性にも言及した。

日本 (西村政府代表) :

これまでの努力により現時点で省エネ世界一の水準であるが、2030年には更なる30%の効率改善が可能であることを紹介。また、IEAによれば GDP あたりの R&D 投資は各国が減少する中で、日本のみが唯一増加しているとのことである。

IPCC AR4 は、すべてのセクター、地域における地球規模の取組が必要という明確なメッセージを出しており、日本は積極的にリードしていく用意があると強調した。

アイスランド :

多くの締約国代表が長期目標を宣言したことに触れ、そうした自主的な取り組みが将来枠組の礎となると述べた。

持続可能なエネルギーのため企業協議会 :

2013年以降の法的拘束力のある多国間枠組みを支持し、バリの会議では2009年までに枠組みに関する合意を締結できるような新ラウンドについて取り決めるよう要請した。

WWF :

サウジアラビア、シンガポール、韓国などを候補国の例に挙げ、附属書 B に参加できる経済状況となった一部の国々のための参加条件を規定するとの CAN (気候行動ネットワーク) の案を発表した。

■ 5月16、17日 コンタクトグループ / 非公式会合

最終日での結論書「附属書I国排出削減目的の範囲および緩和ポテンシャルの分析」採択に向けて、2回のコンタクトグループが開催された。

附属書I国の主な主張：

- 附属書I国はもちろんだが、IPCCレポートにもあるように、主要排出国を含めた地球規模での取組が不可欠である。（日本）
- “ビジョンの共有化”が重要である。（EU、アイスランド、ノルウェー）
- 緩和ポテンシャルの共通評価基準を作成するため専門家の意見を募ることを提案（日本、ニュージーランド）
- 各国、地域、セクター毎の違いを考慮すべきである。（ロシア、カナダ）

非附属書I国の主な主張：

- AWGの作業の緊急性を強調し、附属書I国がまず“やるべきこと”に専念すべきだと主張。（南アフリカ）
- AWGラウンドテーブルで話し合われた内容と交渉は別であると主張。「今後20～30年間の緩和努力が長期的な気温上昇と気候変動の影響をかなりの程度決定づけることになる」と記した議長提案の記述を削除するよう提案。（中国）
- AWG作業計画の完了のためのタイムテーブルまたはスケジュール作成をバリでのAWGで行うことを提案。（中国）
- 附属書I国の温室効果ガスの排出量を1990年レベルから25-40%削減との記載を提案。（南アフリカ）
- 緩和ポテンシャルが柔軟性メカニズムを通じて拡大可能との記載に“吸収源”を追加するよう提案。（チリ）

5月17日木曜日夕方開催のコンタクトグループでも結論が出ず、深夜にかけて引き続き非公式協議が行われることとなった。

■ 5月18日 プレナリー

前日深夜までの非公式会合で以下の内容で合意され、15時からの全体会合では全会一致で採択された（FCCC/KP/AWG/L.2）。原文は以下のサイトから入手可能。

<http://unfccc.int/resource/docs/2007/awg3/eng/l02.pdf>

結論書の概要

- 1、附属書I国の削減ポテンシャルと削減目標の幅に関して、事務局が、各国が提出する情報をベースにテクニカルペーパーを作成する。（パラ8）
- 2、AWG4（8月ウィーン、12月バリの2回に分けて開催）では、附属書I国の削

減ポテンシャルの継続と共に、削減幅の特定と条約の究極目的への貢献の分析を行う。(パラ 7)

3、AWG 4 のバリ会合では、昨年合意した作業計画について検討し、タイムスケジュールを決定する。(パラ 10)

4、本会合期間中で一部の締約国、プレゼンター、オブザーバーが示したインプットの中でも特に以下の点が注目される。

「大幅な気温上昇を抑制するためには、次の 10 年から 15 年の間に GHG 排出量の最大値を迎える必要があり、このためには、附属書 I 締約国が 2013 年以降の期間において GHG 排出量を 1990 年比で 25 から 40%以下に削減すると約束する必要がある。」(パラ 6 (a))

<その他 (a) ~ (h) まで 8 点がピックアップされた>

(松本 仁志)

2-2. Dialogue (気候変動に対応するための長期的協力に関する第3回対話)

この「対話」は、モンテリオールで開催されたCOP11の際に合意されたもので (Decision 1/CP.11)、京都議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての締約国が長期的な温暖化対策を議論するためのものであり、将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンドートなどには一切つながらないものとなっている。ワークショップを4回開催し、持続可能な開発、適応、技術、市場の役割の4つのテーマについて各国の経験の交換、戦略的アプローチの分析のための対話を行うが、第2回ワークショップで持続可能な開発、市場の役割の2テーマについて議論したため、本ワークショップでは残りの技術、適応について取り上げられた。

■ Dialogue 1日目 (5月16日) 【技術】

①Mr. Dolf Gielen, 国際エネルギー機関

クリーンで効率的な技術のポートフォリオにより持続可能なエネルギー社会が可能となると述べ、早急な行動の必要性を指摘した。また先進国と途上国との協力が有効であるとも述べた。

<フロアより>

ミクロネシア

550ppm で濃度安定化との話に対し、450ppm でも多くの国では深刻なレベルであると警告した。またライフスタイルを変える必要性についても述べた。

②Mr. David Hone, シェル(WBCSD)

国別・セクター別の政策が排出割当の基礎となるべきであり、セクター別アプローチは将来の協定に途上国を参加させるための一方策になりうるのではないかとの見方を示し、技術開発と普及に焦点を当てた。

③Mr. Chris Leon, セメント・オーストラリア

セメント業界の温室効果ガス排出量を削減するためのセクター別アプローチについて紹介した。そして“ベストプラクティスの共有”“利用可能な技術の採用”“新技術の開発”が効果的な削減に必要であるとした上で、APPが技術課題に関する情報共有の面で有益であると述べた。

<フロアより>

フランス (EU)

民間と政府を結びつけるような技術開発に関する幅広い“プッシュ&プル政策”について説明を行った。

ガーナ

技術移転枠組の改善、多国間技術開発基金、市場ベースの技術移転協定などを通じて、途上国の技術移転を加速することが必要と強調した。

アンティグア・バーブーダ

適応技術の開発と普及およびキャパシティビルディングと教育訓練の必要性を強調した。

日本

中国の CDQ や石炭火力発電の技術等の技術移転の実績を紹介しつつ、市場規模と製造業の成熟度の問題で LDCs への技術移転は上手くいっていないと述べた。

中国

現行の国際メカニズムでは途上国に変革をもたらすまでには至らないとした上で、官民パートナーシップを構築・強化するための政府間メカニズムの設立を求めた。また民間ファイナンスが環境技術の開発・展開・移転に重要な役割を果たす可能性があるとも述べた。

④Mr. Chow Kok Kee, EGTT

技術ニーズ評価や技術移転を実現するための環境づくり、キャパシティビルディング、適応のための先進的な融資及び技術等に関する作業などの EGTT の活動について述べた。また技術ニーズの評価については、エネルギー産業・運輸部門が技術移転を必要としている重要部分を定めるとともに、農業・漁業・沿岸部・公衆衛生・水資源のための適応技術が重要であると述べた。

⑤Ms. Ann Condon, ジェネラル・エレクトリック

様々な環境基準を満たす製品開発と改善を目指した GE のエコマジネーションの取り組みについて報告した。また排出量に関する強い国内法の適用を米国政府に求めている Climate Action Partnership について注目した。

⑥Ms. Fiona Nicholls, リオ・ティント

石炭は今後数十年間も最大のエネルギー源としての利用が続くとの予測を念頭に置き、大規模な投資と官民の連携が必要であると述べ、炭素回収貯留技術こそが温室効果ガス削減を実現するための技術であるとの見方を示した。

<フロアより>

アメリカ

国内の気候変動技術プログラムについて概要を説明し、重点的に行われている技術研究（特に CCS）や税制優遇、家電省エネ基準、燃費基準、木質バイオマスからの次世代バイオ燃料製造技術などの再生可能エネルギー等について述べた。

カナダ

官民の取り組みが必要であるとして、RETScreen プロジェクトや学会の役割について述べた。

■ Dialogue 2日目 (5月17日 AM) 【適応】

①Richard Klein, IPCC

適応と緩和の関連性について発表し、適応と緩和の唯一の最適ミックスはありえず、双方がさまざまな社会的・経済的發展という選択と密接に絡み合っていると説明した。その上で適応と緩和のリンクに関する調査研究の必要性を指摘した。

<フロアより>

オーストリア (①への質問)

社会的コストに対する炭素の緩和コストについて考えるべきではないか。

⇒ ①文献が不足しており、予測モデルで適応を扱うことが難しいことからある程度の不確実性がある。

インド

実施している適応のイニシアティブ (The Delhi Declaration) についてスライドを用いて説明した。

南アフリカ

UNFCCC の下での適応論議は断片的であるとして、適応に関して幅広い 360 度アプローチが必要だと述べ、専門家による新たな適応委員会の設置を提唱した。

中国

英国環境食料農林省の協力で行っている中国の寧夏回族自治区における長期計画と適応の統合に関するパイロットスタディについて紹介し、具体的なパイロットプロジェクトが必要であるとスライドを用いて説明した。

ポルトガル (EU)

将来枠組において適応はもっと重要な役割を担うべきだと指摘し、EU はそれに挑戦していく準備があるとスライドを使って述べた。

ケニア

気候変動が砂漠化やマラリア・エイズなどの人間の健康にも影響があり、パイロットプロジェクトを含む適応を開始するタイムフレームをセットすることの必要性について言及した。

韓国

融資を拡大するために排出量取引への課税や保険の活用といった適応のための革新的な方法や国や、地域を跨いだ気候の影響の分析について述べた。

セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (AOSIS)

マングローブ林やサンゴ礁が沿岸部の防護策の第一線になるとして、より高価なオプションが検討されるべきと述べた。また SIDS からの頭脳流出や保険問題について参加者の注意を喚起した。

英国

360 度アプローチと統合アプローチの両方が必要なことに同意した上で、英国の気候変

動プログラムと適応政策枠組について報告した。

気候行動ネットワーク (CAN)

柔軟性メカニズムへの適正な課税と附属書 I 国による何百万ドル規模の“補償的援助”を提唱した。

■ Dialogue 2 日目 (5 月 17 日 PM) 【実質的・組織的な問題】

インドネシア

制度的・技術的キャパシティビルディング、森林に大きく依存した商品の問題、早期警戒システム等の適応技術の重要性について強調した。

日本

緊急課題として適応基金を扱わなければならないとし、適応問題の複雑性と多数の当事者が関係するということを含めて、UNFCCC が調整的な役割を果たすべきと述べた。また日本が適応のために貢献出来る具体的なアイデアとして、海面レベルの上昇時期等の科学的情報を得るための地球シミュレータのサービス、プロジェクトマネージャーによるグッドプラクティスのスクリーニングを挙げた。さらにファイナンスについて、GEF を始めとする全ての機関を自由に利用出来るようにし、資金を効率的に活用すべきと述べた。

クック諸島

脆弱性の程度は各国の適応能力の点から計るべきであると述べた。

米国

締約国がこの問題で前進していけるように、適応に関する UNFCCC の役割を定義することを支持した。

モルジブ (LDCs)

今や気候変動の科学と経済学が明らかとなりただ一つ残された課題は政治的意思だと述べ、国際社会が自分達を支援することを促した。

Bamsey 共同議長

これまで「対話」が COP11 決定書で定められた 4 つのテーマすべてを個別に扱ってきたが、8 月最終週のウィーンの会議ではこれらのテーマを総合的に取り扱うべきだと説明した。また、第 4 回ワークショップが最終回になることに触れつつ、締約国やオブザーバーからのインプットを歓迎するとともに、共同議長としてバリでの COP13 での検討に付する報告書を作成すると述べた。

ブラジル

積極的な意見や提案の交換について振り返る一方で、これらをどのように実施するかという面について苛立ちを示した。

南アフリカ

バリ会議を前進させるための方策として、政策レベルの議論や交渉につながるような

COPでの新しい議題項目が一つの選択肢になると述べた。

ポルトガル (EU)

ワークショップ期間中に確認されたアイデアをベースと出来るようにしなければならないと強調した。

気候行動ネットワーク (CAN)

2013年以降の協定が必要だと強調しながら、バリで新たなアドホックワーキンググループを設置すべきだと主張した。

(柴田 憲)

3. CDM/JI関連事項

3-1. CDM理事会Q&Aセッション

2007年5月8日(火) 13:00~15:00

SB期間中の初日の恒例となっているCDM理事会のQ&Aセッションが8日(月)に開催された。CDM理事会のJurgen Stehr議長(デンマーク)がまず現在のCDMプロジェクトの状況を説明した後、Q&Aが行われた。

■ CDM活動報告 (Stehr議長)

➤ CDMの状況

- ✓ 665のプロジェクトが登録され、2012年末までに900millionのCERが発行見込み
- ✓ 1600のプロジェクト、2012年末までに1900millionのCERがパイプラインにある
- ✓ 方法論の開発状況は下記の通り

	November 2006 (CMP.2 Nairobi)	May 2007 (SB26)
AMs	38 (plus 20 for SSC)	45 (plus 23 for SSC)
ACMs	10	10
A/R	4 (plus 1 for AR SSC)	7 (plus 1 for SSC AR)
Tools	3	5 (plus 2 for AR)

- ✓ 現在は「継続的な効率向上」「ポテンシャルの深堀」「手続きの最適化」等に注力
- CMPのタスクの状況
 - ✓ 「個別のプロジェクト活動としてのプログラム活動の登録に関するガイダンス」(プログラムCDM)の検討
 - 定義とガイダンスについてEB28で採択。更なるガイダンス及びPDD等の各種様式をEB32にて採択予定。
 - ✓ 追加性評価・証明ツールの改善
 - EB30で承認
 - ✓ A/Rプロジェクトのための土地適格性の証明の手続き
 - 最初の意見募集終了。手続き案について現在意見募集中。

- ✓ 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換
→ 意見募集中。EB32にて検討予定。
- ✓ 交通・省エネセクターの方法論
→ AM0031、AM0046
- ✓ CDMの地域分布
→ ナイロビフレームワーク（アフリカでのDNAフォーラム開催）、地域に関係なく適用可能な方法論の開発、CDMバザールの開催。
- ✓ 認定
→ 検証・認証ガイダンスの開発。

■ Q&A

Q1. IETA

気候変動対策の中でCDMは柱の一つであることは疑いないが、以前オフセットプログラムを批判しているのを聞いた。規制機関であるEBがプロダクトの一つを批判するのは、CDMを守るためのように見える。

もう一つはCDMの経費について明らかにすることである。持続可能なメカニズムのためなどに使ってはどうか。

A1.

CDMの予算は会議の運営等取り組みに関わる全てであり、収益の一部によって賄われている。将来の見通しは良く分からないが、主要な関心の一つである。

CDMは唯一の確立したメカニズムであり、我々は環境面での信用を守ろうとしている。削減は測定可能で追加的なものでなければならぬし、CERの発行は現実の環境的便益と一致する。コンパクトなシステムには同等の質を求めていく。

Q2.

EBは、持続可能な開発という観点での指標を持ち、適切にフォローをしているのか？

A2.

指標の作成は我々のマンドートを越えている。我々はCOPMOPの指示に基づいて仕事をしており、それはCOPMOPの範疇である。

また、持続可能な開発については、ホスト国によって（CDM承認基準を通じて）管理されるべきであり、例えば、中国ではHFC23及びメタン回収・破壊に関するプロジェクトにはそれぞれCERの65%、30%が課税され、税金は中国の持続可能な開発に用いられている。（Lu 理事）

Q3. ガーナ

植林・再植林のプロジェクトについて、Methパネルは、特に途上国に使いやすいような

ガイドランスやプロトタイプなどでアフリカの CDM へのサポートをしているのか。特にプログラムタイプについてはどうか？

ユニラテラルの場合、国家登録簿や国際取引ログにおいて、CER をどのように追跡出来るのか？

A3.

プログラムタイムについては、DOE へのガイドランスの最終段階に来ている。今後これによりいくつかの問題が解決されることを望む。

CDM レジストリはホスト国に承認された事業者が保有できる。ユニラテラル CDM の場合、CER は一旦保留口座に入る。口座は事務局によってメンテナンスされるが、移転要求を受けて CER は附属書 I 国の口座へ移動する。

Q4.チリ

方法論の承認手続きを早めるための最適化をどのように行っているのか？

アフリカにおけるキャパシティビルディングのために開催が予定されている DNA フォーラムのような活動を他の地域（ラテンアメリカ）で続けていく予定はないのか？

プログラム CDM に関してガイドラインの検討は終わっているのか？ COP/MOP モントリオールからナイロビにかけて議論されたが、バリを前にしてもまだである。

A4.

プログラム CDM については進展している。

Meth パネルについて更なる効率化が必要なことは認識している。ただし、方法論が複雑化する中で、多くの仕事を 4 人で行っている。罰するのではなくインセンティブをつけるかたちで進めていきたい。

アフリカでは、DNA フォーラムの開催が予定されているが、ラテンアメリカなど他の地域での開催については、COP/MOP が決定する事項である。

Q5.インド

AR-CDM は承認された方法論が 7 つ、プロジェクトも 25 件出して 1 件しか登録されていない。緩和ポテンシャルが大きいのもっと多くのプロジェクトが承認されるようにすべきと思う。

A5.

緩和ポテンシャルが大きいというのはその通りであるが、持続的な開発という視点で見ると追加的な恩恵が相対的に少ない。またこの分野は計測上の問題があり、方法論が細かくなりすぎる傾向がある。

Q6.

AR プロジェクトは重要である。EB や Meth パネルはプロトタイプなどでアフリカにお

けるプロジェクトを増やす考えはないのか？

A 6.

方法論はどこでも使えるようになっているが、アフリカ自体の問題として多くの国が方法論を内面化しておらず、これは我々として如何ともし難い。トレーニングワークショップやナイロビフレームワークを通じて促進をしていきたい。

Q 7.フランス

AR プロジェクトについて、プロジェクトを進める上でのコストが増加している。マラケシュアコードで取り上げられた要求事項が、十分に議論されていないように思う。CDM の将来のために事務局はこの問題を考慮して欲しい。

A 7.

現在、AR プロジェクトを進めるにあたっての土地適格性の証明の手続き案に対して最初のフィードバックを受けたところである。現在もパブリックコメントを募集しており、手続案をより良いものにするためにご意見が欲しい。AR 分野はエネルギー分野のプロジェクトと比べて、排出削減量の検証等、難しい面があるが、CDM 理事会としては、手続をより複雑にしようとするような意図はない。

(柴田 憲)

3-2. JISC Q&Aセッション

2007年5月9日(水) 13:00~14:00

昨日のCDM理事会に引き続き、JISCのQ&Aセッションが開催された。Fatou Gaye議長からJISCの活動報告が行われた後、UNFCCC事務局から財政状況が厳しい旨の報告があった。その後、Q&Aが行われた。

■ JISC 活動報告 (Gaye 議長)

- JISC の業務範囲
 - ✓ CMP への助言と報告
 - ✓ プロジェクト設計書 (PDD) 様式の開発
 - ✓ ベースライン設定およびモニタリングに関するガイダンスの策定
 - ✓ JI トラック 2 の監督 (supervision)
 - ✓ IE の認定
- プロジェクトの現状
 - ✓ 50 件 (2008 年~12 年の排出削減量 94 百万 t-CO₂ 相当) の PDD が提出
 - ✓ ロシアが 23 件でほぼ半数占める。その他、ウクライナ (6 件)、リトアニア (5 件)、ブルガリア (5 件)、ポーランド (4 件) など計 9 カ国
 - ✓ 再生可能エネルギー、メタン回収、省エネ、燃料転換など多岐にわたる
 - ✓ 2007 年 3 月 26 日に最初の PDD 決定報告書 (Determination Report) が公表された。ウクライナの「Switch from wet-to-dry process at Podilsky Cement」プロジェクトで、2008 年~12 年の排出削減量は 300 万 t-CO₂ 相当である。

■ JISC 財政状況 (UNFCCC 事務局)

- 2007 年については、約束された拠出金全額 (220 万 US\$) が入ったとしても、必要額に対して 15% 不足する。
- 2008~2009 年でも、必要額の 2/3 は締約国の追加拠出に頼ることになる。

■ Q&A

Q1. IETA

- ① Joshi 氏に替わって新たに Gaye 議長が選出され、今後もこれまでと同様に JISC が迅速な審議を行うことを期待する。特に、IE 認定 (accreditation) が迅速になされるか否かが JI の進捗に大きく影響を与える。IE 認定手続きの速度は改善されるのか?
- ② ホスト国への JISC のタスクをもう少しクリアにしてもらいたい。

A1.

- ① (Daniela Stoycheva 氏) 今後は特にフォーカルポイントガイダンスなどに注力したい。

本年 10/15～16 に UNFCCC 主催の第 3 回 JI テクニカルワークショップの開催を予定しており、指定フォーカルポイント (DFP) をはじめとする各関係締約国政府とのラウンドテーブルを設け、実際のプロジェクト情報などについて意見交換を行いたいと考えている。

- ② (Gaye 議長) 我々も努力をしております、先週開催された JISC 第 7 回会合でも議論した。来週早々にはレポートが出る予定である。

Q2. ロシア

新方法論の承認手続きはどうなっているか？

A2. Georg Børsting 副議長

昨年の JISC 会合で審議し「ベースライン設定およびモニタリングに関するガイダンス」を採択している。当該ガイダンスに規定しているが、JI 独自の方法論を承認するというプロセスはないが、プロジェクト参加者の判断で CDM の承認方法論を適用することも可能である。プロジェクト参加者は、PDD で CDM 承認方法論を適用する場合でもそれ以外でも説明をする必要があり、それが妥当であるかを審査するのは IE の役割である。従って、IE には方法論の専門的な知見も必要となる。

Q3. ロシア

LULUCF が進んでいないのはなぜか？

A3. (Vlad Trusca 氏)

LULUCF については、ガイドラインや PDD もできているので環境は整ってきたと考えている。

Q4. EU

2008～09 年でも予算はだいぶ不足しているようだが、UNFCCC としてサポートは考えてるのか？

A4. UNFCCC Secretariat

我々としてもやるべきことはあると考えている。基本的には CDM と JI は別管理であるが、場合によっては CDM 資金の適用も考えたい。

(松本 仁志)

3-3. CDM Program of Activity

<UNFCCC サイドイベント>

“Program of Activities and energy efficiency: Opportunities and challenges”

2007年5月15日(火) 13:00~15:00

■ Sudhir Sharma (UNFCCC)

- CDM Program of Activity について
 - ✓ 地方、地域、国の政策を直接は CDM とはみなせないが、PoA (Program of Activity) のもとでのプロジェクト活動は、CDM プロジェクト (CPAs : CDM project activities) とみなせる (COP/MOP1 決定)。
 - ✓ 定義とガイダンスについて EB28 で採択。更なるガイダンス及び PDD 等の各種様式を EB32 にて採択予定。
 - ✓ ポイントは、適切なバウンダリー設定、ダブルカウントの排除、リーケージの測定である。

■ Lambert Schneider (Öko-Institut)

- 省エネ CDM 現状
 - ✓ 省エネ関係の承認済み方法論は、供給サイドで4つ、需要サイドで5つである。
 - ・ 供給 : ACM0006、ACM0007、AM0014、AM0044
 - ・ 需要 : AM0017、AM0018、AM0020、AM0038、AM0040
- PoA (省エネ) 方法論開発における困難さ
 - ✓ エネルギー効率への影響与える以下のような要素の分離
 - ・ エネルギー価格 / メンテナンス費用 / 負荷変動
 - ✓ 対象機器の残余耐用年数の設定
 - ✓ BAU のエネルギー効率が時間経過で変化すること
- ベースライン設定方式
 - ✓ ブラックボックス : Ex : 流量あたりのポンプ消費電力表 (AM0020)
 - ✓ サンプリング : 統計的な不確実性の排除
 - ✓ ダイナミック : 特定グループのサンプリング、トレンドからの推定

■ Klaus Oppermann (World Bank)

- 需要サイドの省エネ CDM
 - ✓ 従来型 (単一プロジェクト)
 - ✓ 機器の取替えインセンティブ型 プログラム
 - ・ モーター、ポンプ、冷凍機、車、建物等
 - ・ 個別プロジェクトが認識可能

- ✓ 市場変化型 プログラム
 - ・ 省エネ機器の価格低下政策
 - ・ 省エネ規制強化
 - ・ PoA に適しているが、CDM 化は困難
- 事例紹介
 - ✓ インドでのチラー取替え (CFC→新規 HFC)
 - ・ CFC は京都議定書対象でないため、効率 UP 分の CO₂ のみをカウント。
 - ・ 500 件、230 万 t-CO₂ の CER を見込む
 - ✓ ガーナでのエアコン ラベリング
 - ・ C 判定

■ Q&A

Q1. ICC

チラー取替えについて、ベースラインをどのように設定しているのか？新規機種ライフサイクルを 25 年とした場合、CFC 機種の存続状況やオペレーション状況をどのように想定するのか？

A1. Oppermann 氏

最も可能性が高いと考えられるシナリオを想定することになる。

Q2. インド

プログラムタイプは“high-technology”が多いようだが、インドなどでは外気導入により家庭でのエアコン消費電力を削減するなどの“low-technology”のニーズが多い。

A2. Sharma 氏

どの分野のこういった技術に焦点を当てるかはその国の政策である。家庭内にも排出削減機会は多くあるであろう。

Q3. ネパール

ガーナの事例では、各世帯のインセンティブはどこにあるのか？

A3. Oppermann 氏

これは国の強制力を伴う規制措置であり、各世帯のインセンティブは特にない。

(松本 仁志)

3-4. CDM SSC

<UNFCCC サイドイベント>

“CDM: Methodologies for small-scale OM project activities that switch from using non-renewable biomass to renewable biomass”

2007年5月16日(水) 13:00~15:00

■ Ulrika Raab(SSC-WG)

➤ 非再生可能バイオマスからの転換プロジェクト

✓ 経緯

- ・ EB に対して、最優先課題として、非再生可能から再生可能バイオマスへ転換する小規模プロジェクトの簡易方法論を作成するよう要請 (COP/MOP1)
- ・ SSC-WG の提案に関して合意に至らず (EB25)
- ・ EB に対して COP/MOP3 に簡易方法論について勧告するように要請。EB による承認は COP/MOP の合意の後になされることが決定 (COP/MOP2)

✓ 今後の予定

- ・ SSC-WG から EB32 に提案 (2007/6/20-22)
- ・ EB から COP/MOP3 に勧告(2007/12)
- ・ COP 決定の後に、非再生可能エネルギーの方法論が EB により承認

■ Anandi Sharan(CER India Pvt Ltd.)

➤ 非再生可能バイオマスを削減する小規模プロジェクトの開発

✓ プロジェクト概要

- ・ 家庭における調理と温水向け非再生可能バイオマスを牛糞、農業残余物、飼料木・作物のバイオガスに転換する (12,900plants、2m³/plant)
- ・ 各家庭は農業・家庭廃棄物を自ら集めることでプロジェクトに参加することが出来る
- ・ プロジェクトの費用は炭素販売による収入によるので、その実施は有効化審査と登録にかかっている

■ Ingmar Juergens(FAO)

➤ CDM プロジェクトのための再生可能・非再生可能バイオマスの定義

✓ ベースライン・ケースとして使われる非再生可能バイオマスの6ステップ

- ・ Step1: 木質バイオマスの生産範囲の特定
- ・ Step2: 年平均木質燃料増加量の推定 (I)
- ・ Step3: 当該エリアからの木質燃料の平均除去量の推定 (H)

- ・ Step4 : 当該エリアでの木質バイオマスの不足分の計算 $S = H - I$
- ・ Step5 : ベースラインでの木質バイオマスの量が S 以下であることを証明
- ・ Step6 : ベースライン・バイオマスがプロジェクトエリアでの全除去量のかなりの割合か？

✓ 問題点

- ・ 木材の全除去量における木質燃料の占める割合が高いこと
- ・ 途上国でのエネルギー供給量における非持続可能バイオ燃料のシェアが高いこと
- ・ 森林減少と木材の備蓄量の減少が大きいこと 等

■ Lambert Schneider (Öko-Institut)

➤ 非再生可能バイオマスを減らすための小規模CDMプロジェクト

✓ 議論中の主な課題

- ・ 非再生可能と再生可能バイオマスを区別
- ・ 決定 17/CP.7 の段落 7(a)との整合性
- ・ 非持続性に関連する計算上の問題
- ・ バイオマスが使い尽くされた時に何が起こるか
- ・ リーケージ

✓ 具体的な提案は <http://www.oeko.de> を参照

■ Rama Chandra Reddy(The World Bank)

➤ 非再生可能バイオマスの方法論的論点とオプション

✓ 新方法論

- ・ 適用可能条件
 - バイオマス源と最終需要の関係が分かる家庭、小規模事業者 等
- ・ ベースライン
 - 世帯調査を通じたバイオマス利用の評価
 - 非再生可能バイオマス利用の証明
- ・ プロジェクトタイプ
 - 非再生可能バイオマスから再生可能エネルギーへの変換
 - 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換
 - エネルギー効率化
- ・ 簡易なリーケージの評価
- ・ コスト効率的なモニタリング
- ・ 決定 17/CP.7 の段落 7(a)との整合性

(柴田 憲)

4、ワークショップ

4-1. ロシア提案

2007年5月11日（金） 10:00～13:00

締約国が自主的な約束（コミットメント）を行う際の手順を策定しようという提案であり、モントリオールで開催された COP/MOP1 の最終日にロシアから提案されたものである。この提案に対して、COP/MOP2 で議論が行われ、本会合においてワークショップを開催することが要請された。

途上国は「自主的な」約束が、2013年以降の枠組みにつながることを警戒している。

COP/MOP2 議長の Kivutha Kibwana に代わり、Michael Zammit Cutajar (マルタ)がこの会合の議長を務めた。最初に提案者のロシア側から、提案趣旨の説明があり、その後各国の討議に移った。

■ ロシア連邦概要

➤ 目的

非附属書 I 締約国が UNFCCC 条約 2 条の究極目的へ貢献するための魅力ある仕組みを作ること。

➤ 提案手法

① 「京都トラック」

COP/MOP が締約国の附属書 I および附属書 B 加入を認める簡素化手順。

② 「条約トラック」

途上国による国別の自主的約束を支援する手法を策定する。

「絶対値目標」「相対値目標」「政策目標」など、自主性に任せる。

何らかのインセンティブが必要。

なお、当日のプレゼンテーション資料は以下の UNFCCC サイトから入手可能。

http://unfccc.int/meetings/workshops/other_meetings/items/3971.php

■ 討議

<反対意見>

- ・ このワークショップが非公式なものであり、2013年以降の議論と結びつけることには反対する。(サウジアラビア、エジプト)
- ・ 現時点での約束が先であり、この提案では付加価値が見出せない。(中国)
- ・ 資金的技術的なインセンティブの方向を自主的な約束を持つ国に向けるのであれ

ば、これまでからの「本質的な変更」と言わざるを得ない。(UAE)

<賛成意見>

- ・ こうした事項を議論する場を提供したこの提案を歓迎する。(オーストラリア、カナダ、ノルウェー、ニュージーランド、その他)
- ・ 現在の京都議定書の枠組みは 1992 年当時の情勢によって決められたものである。状況は大きく変わっており、このままでは気候変動に対する戦いに勝利できない。主要排出国の一致した取り組みが必要である。(日本)
- ・ IPCC WGIIIの結論で低コストの緩和のチャンスがあるとともに、現在の政策では十分でないと言われたことを強調した。(EU、スイス)

<中間的意見>

- ・ 既存の手順を簡素化することは賛成。非公式な自主的アプローチについてはよいが、自主的な約束に関する特別な決定を行うことに関してはまだ機が熟していないのではないか。(南アフリカ)

<議長まとめ>

- ・ 「京都トラック」を議論することに対する反対の声は聞かれない。
- ・ 「条約トラック」に関しては見解が分かれているようである。

(松本 仁志)

4-2. 気候変動の緩和

1, “In-session workshop on scientific, technical and socio-economic aspects of mitigation Urban Planning and Development, Including Transportation”

2007年5月11日（金） 15:00～18:00

これは都市計画と開発に焦点を当てたワークショップで計8名のスピーカーが2つのセッションに分かれてそれぞれの取り組みを紹介した。

■ セッション1

(1) Climate Change Mitigation through Urban Planning and Development(UN Habitat)

- ・ 2007年では50%の人が都市に居住している
- ・ 上手く計画された都市では、空間とエネルギーを効率的に使用出来る。人が集まっているため、必要な輸送手段やインフラを減らすことが出来る
- ・ UN Habitat は都市設計や開発を通じて気候変動問題に取り組んでいるが、これをさらに進めるためにパートナーが必要である

(2) The experience of Lille area in waste management and inland waterway transport(France)

- ・ フランスにおける廃棄物の量は約849Mt（2004年）である
- ・ Lille 地域はフランスにおける最も重要な港の一つであり、廃棄物管理、内陸水路輸送を行っている。この事例は都市に輸送のためのスペースを設けることの重要性を示している

(3) German-Malaysian Project; Approaches for reduction of air pollutants, sustainable urban traffic systems(Germany)

- ・ 土地利用と輸送は密接に関係しており、輸送からの排出を減らすためには統合的なコンセプトが必要である

(4) Tackling CO2 emissions from cars(EC)

- ・ ECの目標は2012年までに乗用車の排出量の平均を120gCO₂/kmへ抑えることであり、そのための3つの柱は「メーカーとの自主的な協定」「消費者への情報提供」「財政措置」である
- ・ 将来の政策の原則は「技術的に中立」「競争上中立」「社会的に公平で持続可能」等である
- ・ 次のステップは、「(可能ならば)2007年中に法案のフレームワークを示す」「2010年に戦略のレビューを行う」等を考えている

■ セッション 2

(5) Issues and options for high efficiency and low carbon urbanization in China(China)

- ・ 中国では建物と輸送部門からの排出削減のために都市化を進めているが、都市化プロセスは相対的に見て低い水準である。中国の東部と西部で重大な不均衡があって、将来の開発が必要不可欠である
- ・ さらなるエネルギー効率化と排出削減を進めるためには、国際社会による技術・科学・経済的な支援が必要である

(6) Urban planning and decentralised energy(UK)

- ・ ロンドンにおける現在の CO2 排出量は 44Mt である。
- ・ “The London Plan” では下記について述べている
 - エネルギー効率の高いシステムと技術の要求と、可能な場所での再生可能エネルギーの利用
 - エネルギー評価への要求
 - 再生可能エネルギーの効果の実証

(7) The sustainable city concept(Sweden)

- ・ ビジネス／プライベートセクターにおける環境技術について、スウェーデンの知識と経験を集めて分析することが目的である
- ・ 持続可能な都市コンセプトによるメリットは「局所最適に陥らないことによる経済的利益」「知識の共有」等である。また今後の可能性としては、「持続可能性のレビュー」「持続可能な都市のネットワーク構築」等が考えられる

(8) Capping aviation emissions(EC)

- ・ 現在、国際航空からは 1991 年に比べ 80%以上の大幅な排出増となっているが、京都議定書の目標には含まれていない
- ・ 2005 年の戦略では R&D やインフラを含む包括的アプローチを提案したが、さらなる取り組みが必要である。航空部門を EUETS へ含めることはコスト効率性や ICAO の方向性の観点から有益である
- ・ 主な提案内容は下記の通り
 - 航空会社が責任者
 - 他セクターとの自由な取引、CDM/JI 利用可能
 - 2004 年から 2006 年レベルでの排出抑制
- ・ 提案は第一ステップであり、今後各国の意見を踏まえて検討を進める。EC では国際航空は 2012 年以降の枠組みに入れるべきとの立場である

(柴田 憲)

2. “In-session workshop on scientific, technical and socio-economic aspects of mitigation energy efficiency, including industry, and residential and commercial end-use”

2007年5月15日（火） 10:00～13:00

これはエネルギー効率化に焦点を当てたワークショップでセッション1では5名、セッション2では4名がそれぞれの取り組みを紹介した。

■ セッション1

(1)World Energy Outlook 2006(IEA)

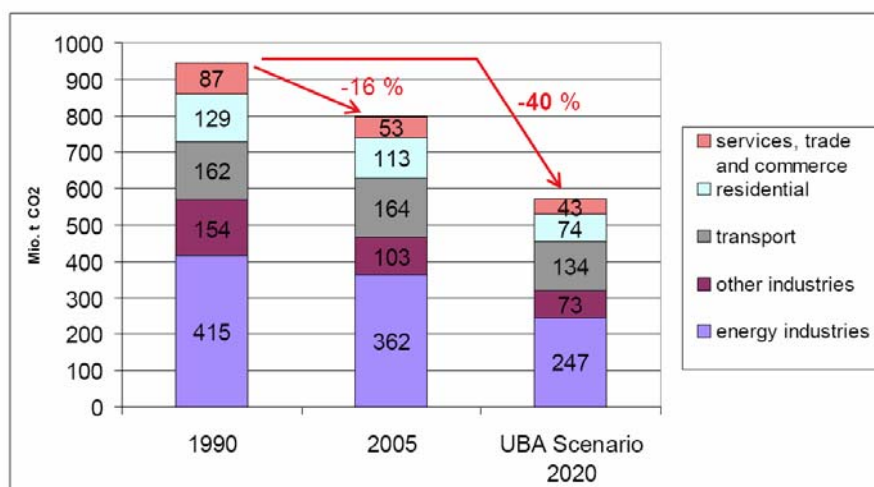
- ・リファレンスシナリオは世界のエネルギーシステムが弱く、高価なものであることを示している
- ・代替政策シナリオによると、エネルギー効率化、再生可能エネルギー、原子力をベースとした政策により、より環境に優しく、競争力のあるエネルギーシステムが構築可能である
- ・既存の投資パターンを変えるには、強力な意思と早急な政府の行動が必要である。

(2)Energy conservation and energy efficiency improvement in China(China)

- ・限られた資源と増加するエネルギー需要を受けて、中国はエネルギー保護に取り組んできた。エネルギー保護と効率化は今や最重要事項である
- ・中国は温室効果ガス排出削減に強く貢献していくが、エネルギー効率化のための先端技術を必要としている

(3)Role of energy efficiency in an ambitious climate policy in Germany(Germany)

- ・持続的なエネルギー利用には3つの柱があり、それらは同じように行われなければならない
 - ・ 効率的なエネルギー転換
 - ・ エネルギー利用の効率化
 - ・ 再生可能エネルギーの利用
- ・ドイツにおけるエネルギー起源 CO2 排出は下記の通り



- これによりエネルギー輸入依存やエネルギーコスト増から逃れることが出来る等のメリットがある。またそれらは全て既存の技術によって可能である（CCSは使わない）

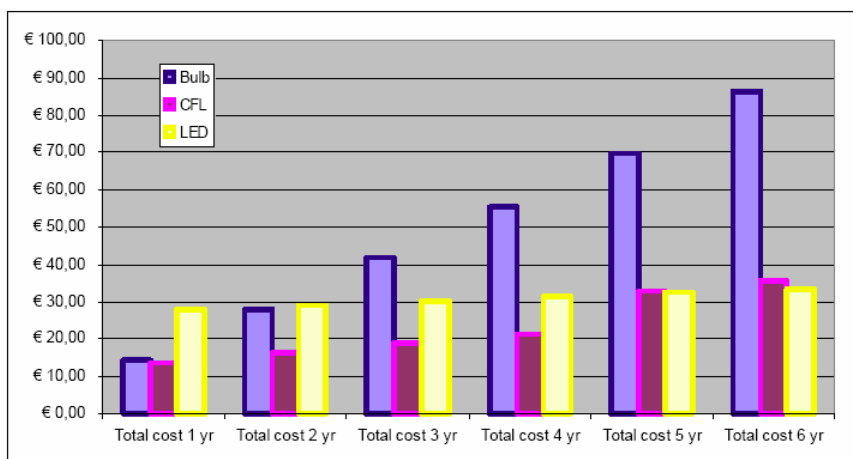
(4)The white certificate scheme in France(France)

- フランスにおけるホワイト証書は「エネルギー供給者はエネルギー削減目標を守る、さもなければ証書を購入する」「ビルオーナーや企業は削減を行って、証書を得ることが出来る」という原理である
- ホワイト証書の目的は下記の通り
 - 消費者レベルでのエネルギー消費を削減
 - エネルギー供給者によるエネルギー削減投資
 - 限界コストまでのエネルギー削減行動を促進
- 2006～2009年の第一期間で54TWhの義務が課される。

Electricity	31.0 cumac-TWh	57%
Natural Gas	13.9 cumac-TWh	26%
Domestic fuel	6.8 cumac-TWh	13%
LPG	1.5 cumac-TWh	3%
Heat & Cool	0.7 cumac-TWh	1%
TOTAL	54 cumac-TWh	100%

(5)Development of LEDs for energy efficient lightening in households(the Netherlands)

- LEDの利点は「昔ながらの電球に比べ10倍効率的、50倍長持ち」である
- 昔ながらの電球は65%もあり、効率的な電球に代えることでかなりの電力が削減出来る
- 一日4時間使うとして、回収期間を比較すると下記のようになる



- ・政府に望むこととしては「長期的な政策」「購入者か我々への補助」等がある

<質疑等>

- Q. (UK) オランダの LED の話について、全製造過程を含めたライフサイクル分析でも削減になるのか？また他の国に対して政策提言があればお願いしたい。
- A. (5) 製造過程を含めて昔ながらの電球との比較を行っても効率的であった。また 65% の家庭が安価だからという理由で昔ながらの電球を使っているに違いないので、税等により非効率な製品を魅力的でないようにすれば良いのではないか。
- C. (EU) 中国の取り組みを聞いて感心した。今回輸送セクターの話がなかったが、その政策への影響についても興味がある。
- Q. (オーストリア) ホワイト証書のスキームを導入する上でのトランザクションコストに関する情報はあるか？また中期的に見て、このスキームは電力消費の増加を抑えるだけでなく安定化させようと思うが、電力消費の変化についてはどうか？
- A. (4) トランザクションコストはまだマーケットが動いていないため現時点では分からず、2007 年末まで待たなければならない。また次の質問は我々自身がエネルギーマネジメントを行っている訳ではないので答えられない。

■ セッション 2

(6)Energy efficiency and CO2 mitigation (Switzerland)

- ・スイスにおける CO2 排出削減法では 10% の削減に向けて、自主的な活動に重きを置き、補完的に炭素税を用いている
- ・主要な活動として“スイスエネルギーモデル”がある。ここでは企業群が 10 年前後の目標をセットし、調整役や専門家によるコーチング、遵守状況のモニタリングを行う
- ・企業としての参加する意義は下記の通りである
 - 炭素税からの回避

- エネルギーや資源の有効活用による市場での競争上の優位性
- 政治的意思決定への参加

(7)The new energy and climate package of the European Commission (EC)

- ・新しい EU の政策は
 - 2020 年までに先進国からの GHG を 30%削減
 - 2020 年までに 20%のエネルギー効率化
 - 再生可能エネルギーのシェアを 2020 年までに 20%へ 等
- ・「EU のエネルギー効率化行動計画」(Energy Efficiency Action Plan)
 - エネルギー利用機器、建物、エネルギーサービスへの改善要求
 - エネルギー転換・輸送の改善（一次エネルギーの 30%）
 - エネルギー効率化のための経済的インセンティブとエネルギーの価格付け 等

(8)Swedish climate investment programmes(Sweden)

- ・スウェーデンにおける政策の特徴は下記の通り
 - 個々のプロジェクトではなく包括的な視点
 - 地方の機関が地域の特徴や政策に基づいて優先順位を決定
 - 20~25%の政府の補助金 等

(9)Global Co2 reduction potential(Japan)

- ・日本では最高レベルのエネルギー効率化を実現した
- ・また「製品や自動車に対するトップランナー方式」「産業部門における環境自主行動計画」を行っている
- ・CO2 削減のためにはエネルギー効率化が鍵である。また削減ポテンシャルはセクター別アプローチにより明確となり、例えば APP は効果的なボトムアップアプローチである

<質疑等>

- Q. (韓国) 日本の説明に関して、2030 年までに世界で 60%の緩和ポテンシャルがあるということだが、日本の割合はどの程度か？また EC に対して、「国際的なエネルギー効率化に関する合意」が効果的な方法の一つであるとのことだが、この本質は何か？
- Q. (EC) 「国際的なエネルギー効率化アプローチ」は有効な手段の一つであるが、この実施にはまだ障碍があると思うがどうか？
- A. (9) 我々は過去 20 年で 40%のエネルギーの効率化を達成したが、さらに 2030 年までに 30%のエネルギー改善という挑戦を続ける。我々は APP や東アジアサミットのようなアジアを中心とした国際的協力を進めている。
- A. (7) 「国際的なエネルギー効率化に関する合意」を進めるためには、エネルギー効率に関する共通認識を持たなければならない。幅広い参加が得られるように、G8 や東アジアサミットのようなフレームワークを通して、少しずつ進めるべきである。

(柴田 憲)

5、IPCCブリーフィング

2007年5月12日（土） 10:00～13:00 / 15:00～16:30

IPCC の第 4 次報告書（AR4）の 3 つの作業部会の報告書が取りまとめられたことを受けて、本会合においてそのブリーフィングが行われた。

各作業部会ごとに、数人の執筆者の代表がブリーフィングを行ったあと、締約国からの質問を受け付けた。AR4 は、時期枠組み交渉に大きな影響を与えるだけに、各締約国の注目度は高い。

■ 開会

Pachauri IPCC議長

- ・ 一般の方からも、気候変動に関する情報に関する要求が極めて大きくなっている。

特に IPCC の第三次評価報告書以降におけるいくつかの改善点に焦点を当てて、3 つの作業部会による主要な結論を紹介。

Yvo de Boer UNFCCC 事務局長

- ・ これらの評価報告書が今後の我々の意思決定に確固とした基礎を提供する。
- ・ 科学的研究成果は、ナイロビ作業プログラム、AWG、Dialogue などの UNFCCC プロセスに既に取り入れられている。

以下、当日のプレゼンテーションの概要を記す。プレゼンテーション資料は以下の WEB サイトから入手可能。

http://unfccc.int/meetings/sb26/side_events_and_exhibits/items/3981.php

■ 作業部会 I : 自然科学的根拠:

Martin Manning

- ・ 気候系の温暖化は不可逆的であり、今や全ての地球系で明確な反応が見られる。

Peter Stott

- ・ 観測されている変化は人為的な排出量を考えに入れられない限り説明がつかない。
- ・ 表面温度、降水量、海氷、大陸氷床と氷河において現在観測されている気候系の反応および将来の反応を説明し、暴風雨の襲来、熱帯サイクロン、その他の極端な現象における変化を指摘した。

■ 作業部会Ⅱ：影響、適応、脆弱性

Jean Palutikof

- ・ 一部の地域および脆弱なグループに対する影響は他のものよりも大きい可能性がある。
- ・ 脆弱性は開発経路に依存するものであり、気候変動は持続可能な開発を達成する各国の能力を阻害する可能性がある。

Andreas Fischlin

- ・ 1.5～2℃の気温上昇を経験する場合、高山の動植物の絶滅のリスクが 20-30%高まる。
- ・ 2℃を超える温暖化の場合、陸上の生物圏が正味の炭素排出源となる傾向がある。

Guy Midgley

- ・ 作物生産への影響は緯度に大きく依存する。

Richard Klein

- ・ 適応の多くが低コストであるが、低高度の沿岸地帯では海面上昇に対する適応コストが高くつく。
- ・ 研究にはギャップがあり、適応と緩和の相互関係について、現時点では利用可能な文献も少ない。

<質疑>

Q：(エジプト) 本レポートではアフリカに関する研究の数が少ないのではないか。

A：確かにそれは事実である。しかし最近ではレポートも増加してきている。

Q：(バングラデシュ) バングラデシュでは20%が海拔1m以下であり、海面上昇に興味がある。

A：多大な被害を受ける地域があり、重要な問題である。報告書3章に記載がある。

Q：(日本) 適応と緩和を進めていくうえでは優先付けが難しい。適応と緩和のシナジーについてどのように考えるか？

A：利益の出る形でのシナジーを考えねばならない。適応については、国や地方それぞれのレベルでさまざまな対策があるが、地方レベルでの研究はまだ十分ではない

Q：(ザンビア) 緩和により適応までの時間が稼げるか？

A：緩和と適応が一定期間の間どのように相互に補い合う可能性があるか、統合評価モデルでは信頼性のある言明が出ておらず、適応側について更なる研究が必要である。

■ 作業部会Ⅲ：気候変動の緩和策

Bert Metz

- ・ 過去 35 年間に GHG 排出量は極めて大きく増加した。
- ・ 低い排出量安定化レベルを達成しようとするなら、今後 20 年間に排出量をピークに迎える必要があり、技術の開発と移転のためのインセンティブを提供する政策により実現の可能性がある。

Jayant Sathaye

- ・ 気候政策が他の要素に対してプラスまたはマイナスの影響があり、気候以外の開発政策が特定の気候政策と同様に温室効果ガス排出量に影響を与える。

Ralph Sims

- ・ エネルギー建築、輸送、産業部門での排出削減の可能性が大きく、特に建築部門のポテンシャルが大きい。

Daniel Martino

- ・ 排出量の大半と経済的な緩和ポテンシャルの大半は途上国にあり、途上国では排出量が増加する傾向にある。
- ・ 農業の緩和ポテンシャルの 90%、森林の緩和ポテンシャルの 60%が隔離された炭素の中にある。

Dennis Tirpak

- ・ 政策措置を考えるうえでは、環境への影響、コスト効率性、衡平な負担、実行可能性の 4 つが重要である。
- ・ 研究開発投資がよりいっそう必要となる。

<質疑>

Q: (グレナダ) 2°C以下の安定化シナリオが検討されていないのはなぜか？費用の問題か？2°Cの上昇でも破滅的な影響を受ける国もある。

A: 2°C以下の安定化は、技術的にも大変難しいことなどから今回のシナリオに入れてない。

Q: (EU) EU においてはどのセクターの緩和ポテンシャルが大きいのか？

A: 建築部門や輸送部門などであろう。

Q: (不明) 森林減少対策に対しては大きなポテンシャルがあり低コストと考えるが AR4 ではどのような評価をしているのか？

A: 森林減少対策のポテンシャルを非常に高く評価している。特にカーボン価格が低い場合に有効である。

(松本 仁志)

6. その他議題

6-1. 技術開発と技術移転 (SBSTA 議題 4)

COP7 決定に基づき設置された技術移転に関する専門家グループ (EGTT) の見直しに関する議論が続けられた。「EGTT を引き継ぐ新たな組織の位置付け」「技術移転のための資金支援のあり方」「実績の評価方法」等で意見はまとまらず、先進国側と途上国側双方の提案を反映した文書がまとめられ、COP13 での決定に向けて継続議論することになった。

■ 5月7日 (月) プレナリー

Kumarsingh SABSTA 議長は最近の東京と北京で開催された非公式協議について言及し、事務局は関連する文書を提出した。(FCCC/SBSTA/2007/2; FCCC/SBSTA/2007/INF.1)

その後、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) 議長の Kok Kee Chow (マレーシア) から同グループの最近の作業について報告が行われた。

各国から意見が表明された。ガーナは G77/中国の立場で発言し、広範な部門において新しい技術への転換を進める必要性を強調し、先進国に対しその先頭にたつよう求めた。実施機関については、米国、日本、カナダ、ドイツは EGTT の継続を求めたが、インドネシアはこれに反対した。Clifford Mahlung (ジャマイカ) と島田久仁彦 (日本) が共同議長となり、コンタクトグループでの協議が開始されることとなった。

■ 5月8日 (火) コンタクトグループ

島田共同議長より、2007年3月に東京で開催された“きわめて非公式なレベルの会合”において、制度的な取り決め、資金メカニズム、モニタリングや実績に関する問題が主要課題であることが確認されたと報告があった。また、中国からは2007年4月に北京で開催された途上国向けワークショップで大いに進展があったことも報告された。

その後、新たな実施期間が担う以下の6つの役割について検討した。

- 1) 技術移転の促進策の分析・把握
- 2) 技術ニーズ評価結果のモニタリング
- 3) パフォーマンス指標の開発
- 4) 特にアフリカや SIDs に対する短期および中長期戦略の策定
- 5) 従来戦略に対する評価
- 6) 多年度作業計画の提案

今後は、非公式での会合が行われることとなった。

■ 5月9日 (水) ~ 17 (木) 非公式会議 (内容は ENB 情報に基づく)

5/9 (水) から 17 (木) の午前中にかけて非公式協議が数回開催された。いくつかの

点では合意が得られたものの、「EGTT を引き継ぐ新たな組織の位置付け」や「技術移転のための資金支援のあり方」「実績の評価方法」等では意見はまとまらず、先進国側と途上国側双方の提案を反映した“括弧書付”の決定書草案としてまとめられたようである。

■ 5月17日（木） コンタクトグループ

島田共同議長より、2007年の技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の作業計画が結論書草案と“多くの括弧書（未決定事項）付”のCOP決定書草案の付属書として提出された。

ガーナは、G-77/中国の立場から、民間の融資諮問ネットワークなどのプロジェクトは“まだ産声をあげたばかりの段階”だとして、既存の融資元として気候技術イニシアティブ(CTI)の名前の入った決定書草案の序文パラグラフの削除を求めた。これに反対する意見もでたが、最終的にはその他の締約国が歩み寄りの精神をもってこの提案に合意した。そして、括弧書きを残したままのCOP決定書を付属したSBSTA結論書草案が採択された。

■ 5月18日（金） プレナリー

島田共同議長より、今回会合での協議内容の報告と共に結論書草案(FCCC/SBSTA/2007/L.9)が提出され、SABSTAで異議なく採決された。

「EGTT を引き継ぐ新たな組織の位置付け」、「技術移転のための資金支援のあり方」、「実績の評価方法」等で意見はまとまらず、先進国側と途上国側双方の提案を反映した文書が記載され、COP13での決定に向けて継続議論するといった内容になっている。

原文は以下のサイトから入手可能。

<http://unfccc.int/resource/docs/2007/sbsta/eng/l09.pdf>

(松本 仁志)

6-2. IPCC 国別 GHG 排出インベントリガイドライン (SBSTA 議題 7(a))

IPCC の 2006 年国別 GHG 排出インベントリガイドラインが昨年の IPCC 会合で採択された。これについては、各国が自主的に実施して得られた経験を 2009 年 2 月までに事務局に提出することとなり、HWP（伐採木材製品）についてはより幅広い LULUCF の議論の中で取り上げるべきであるとされた。

■ 5 月 7 日（月） プレナリー

Kumarsingh SABSTA 議長より、伐採木材製品（HWP）に関する報告書作成以外の問題は今回の会合で結論を出すべきであると提案が行われた。(FCCC/SBSTA/2007/7 and Corr.1)

EU は 2006 年ガイドラインの自主的な実施を取り上げ、他国からも支持があった。韓国もこれを支持すると同時に、非附属書 I 国のキャパシティビルディングの必要性を付け加えた。

Riitta Pipatti（フィンランド）と Nagmeldin Elhassan（スーダン）がコンタクトグループの共同議長を務めることとなった。

■ 5 月 8 日（火） コンタクトグループ

Riitta Pipatti 共同議長(フィンランド) より、伐採木材製品（HWP）についての問題は、5 月 10 日に別途討議するとの方針が示された。

多くの締約国が IPCC ガイドラインについて認識しており、将来的に 2006 年ガイドラインを利用するためのプロセスと計画を定めることについては特段の反対はでない。米国からは、各締約国が 2 年間で任意で 2006 年ガイドラインに関する意見を提出することとし、その後現行のインベントリガイドラインを修正するための日程について検討することが提案され、多くの国々はこの案に賛成した。ガーナ（G-77/中国）は、ガイドラインを自主的に利用する案については支持したが、キャパシティビルディングが必要だと強調した。ツバル は特定の方法論的問題について懸念を示し、2008 年に計画されているワークショップでの発表に間に合うような形で IPCC が本件に関する作業を継続するよう希望した。ブラジル は、新ガイドラインでは非人為的な吸収源を統合した“管理地（managed land）”のカテゴリーについての懸念を表明した。

■ 5 月 9 日（水）～10（木）AM 非公式会議（内容は ENB 情報に基づく）

伐採木材製品(HWP)以外の問題等について協議が続けられた。SB 24 からの決定書案の文言に基づいた上で、HWP の問題はさらに広範な内容で検討されると付け加えられた結論書草案が共同議長より提示された。

■ 5月10日（木）PM コンタクトグループ

午前中に提示された結論書草案をもとに協議が続けられた。IPCC 2006年ガイドラインの発展プロセスに関する言及についてはブラジル、中国が削除するよう求めた。米国は、IPCCガイドラインの概要の章の脚注での記載を提案し、多くの締約国がこれを支持した。

EUは、2006年ガイドラインの自主的な利用に関する表現として、UNFCCCの報告作成ガイドラインとの「一貫性を確保する」とすることを提案し、ブラジルは特定の部門では二つのガイドラインを平行して用いるべきであることを示唆した。

■ 5月11日（金）～15（火）非公式会議（内容はENB情報に基づく）

金曜日から非公式会合で協議が続けられた。HWP（伐採木材製品）の報告については、本議題項目の下で別途検討することとし、その他の懸案事項は土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）という広いテーマの中で議論することを決定された。

2006年ガイドラインについては、解決すべき具体的な方法論の問題について取り上げたパラグラフは最終文書には盛り込まれなかった。また、人為的な排出量の推計のために“管理地という概念”を代用することにより、自然の吸収源が総排出量を非対称とする可能性があるといった意味合いを持つとしたブラジル提案が盛り込まれた。

■ 5月18日（金） プレナリー

Elhassan 共同議長より、今回会合での協議内容の報告と共に結論書草案（FCCC/SBSTA/2007/L.5）が提出され、SABSTAで採決された。

2006年IPCCガイドラインの検討継続の重要性を指摘した内容となっており、2006年ガイドラインでの経験を2009年2月15日までに情報として提出するよう締約国に募っている。また、ガイドラインの活用を促進するためキャパシティビルディングが必要であることも付記されている。HWP（伐採木材製品）の報告法については、本議題項目の下で議論すると述べ、HWPに関するその他の問題はより幅広いLULUCFの議論の中で取り上げるべきであるとされた。

原文は以下のサイトから入手可能。

<http://unfccc.int/resource/docs/2007/sbsta/eng/l05.pdf>

（松本 仁志）

7. サイドイベント

【その1】

テーマ：Development and transfer of technologies

主催：UNFCCC

日時：5月7日（月） 13：00－15：00

概要：

Mr. Florin Vladu (UNFCCC)

“Funding opportunities for technology transfer under Convention”

- ・ UNFCCC における資金化メカニズムには多くのものがある。
 - ✓ CDM による適応基金
 - ✓ GEF
 - ✓ 2 国間枠組：ODA、Green Financing
 - ✓ 多国間枠組：世界銀行、UNEP、UNDP、UNCTAD
 - ✓ 民間：コマーシャルバンク、Micro Financing
- ・ 開発段階から商用化までの流れがあり、上流（開発）に近い部分は公的資金、下流（商用化）に近い部分は民間資金が担う場合が多い。

Mr. Elmer Holt (EGTT Co-Chair)

“Work on EGTT on innovative financing”

- ・ EGTT (Expert Group on Technology Transfer) は、気候変動枠組条約に基づき技術移転を促進するための機関であるが、ファイナンスの部分が大きな割合を占めている。
- ・ ただし、資金自体が不足しているわけでも、良質なプロジェクトが不足しているわけでもない。民間からの融資の申し込みに対して、その投資基準に合うようなプロジェクトを結びつける役割を担う部分が不足しているのである。
- ・ EGTT は上記の解決のため、CTI (Climate Technology Initiative) と協力して PFAN (Private Financing Advisory Network) を設立した。

Mr. Peter Storey (PFAN Coordinator)

“CTI-Private Financing Advisory Network”

- ・ PFAN はプライベートファイナンス強化を目的に、CTI と UNFCCC のサポートの元で設立された。
- ・ 政府のめざす政策と利潤を目的とする企業とを結びつけることを目的としている。
- ・ パイロットプロジェクトの経験から得たことは、プロジェクトの実施は予想以上に時間がかかること、言葉や地理的な問題、関係国の調整が大変なことなどである。
- ・ これまでの経験を生かして、今後も活動を拡大することを考えている。

Mr. Artur Runge-Metzger (EC)

“Global Energy Efficiency and Renewable Energy Fund”

- 途上国における省エネや再生可能エネルギープロジェクトは相対的にリスクが大きく、民間投資は不足してきた。
- **GEEREF** は官民のパートナーシップであり、官側でもある程度リスク負担することにより、民間の投資を呼び込んでいる。
- 対象地域は、アフリカ（サハラ以南）、カリブ諸国、南アメリカ、アジアなど多岐にわたる。また、1000万€以下のこれまで民間では投資対象となり難かった小規模案件に力を入れている。

(松本 仁志)

【その2】

テーマ： CCS - necessary or negligible?

主催： Greenpeace

日時： 5月7日（月） 13：00－15：00

概要：

Gabriela von Goerne (Greenpeace)

- ・ IEA によると 2004 年の一次エネルギー消費の 25.1%、CO₂ 排出の 38.1%を石炭が占めている。石炭火力発電の効率は向上する見込みだが、土壌変化と水汚染に加えて多くの CO₂ を排出するという問題が残る。
- ・ では CCS がこの問題を解決するかと考えると、CCS には CO₂ が漏洩した場合に人間・環境システム・地下水に影響を与えるというローカルリスク、少しの漏洩が気候変動に著しい影響をおよぼすというグローバルリスクが存在する。
- ・ また CCS には、CO₂ 回収技術がまだ開発中であることやコストが高く導入にはインセンティブ・補助金が必要という問題もある。
- ・ 気候変動問題に対しては、特に化石燃料の使用からの構造的な変化が求められる。我々は再生可能エネルギーの効率的な利用を開始し、それを継続しなければならない。

Peter Viebahn(DLR)

- ・ 下記の3点について分析を行った。
 - a) CCS と再生可能エネルギーについて環境面、経済面を比較
 - b) CCS がドイツにおいて将来の持続可能エネルギーシステムの架け橋となるか障害となるか
 - c) 2050 年までのシナリオ分析
- ・ LCA 分析によると再生可能エネルギー（風力、太陽光）による発電は温室効果ガスの排出が CCS よりはるかに少ない。
- ・ 燃料価格がゆるやかに上昇するケースにおいてのみ、CCS は再生可能エネルギーに対して経済的に競争力を持つ。
- ・ シナリオ面からは、既存の発電施設更新プログラムが CCS というオプションを考慮していない点から見て、ドイツにおいては CCS というオプションは手遅れである。

(柴田 憲)

【その3】

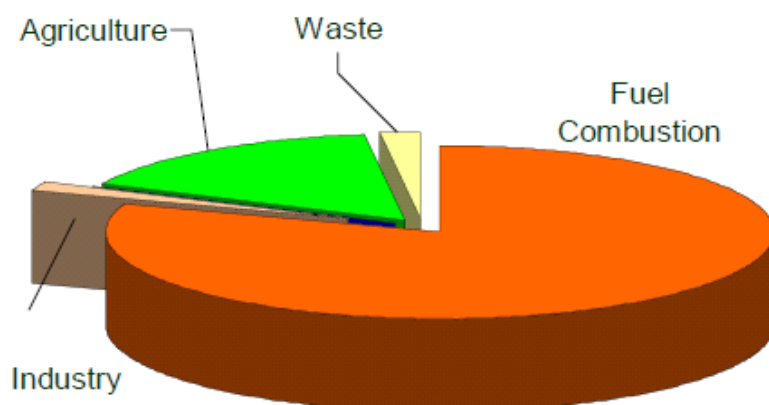
テーマ：Belarus: Joint Implementation Status

主催：Belarus

日時：5月9日（水） 13:00-15:00

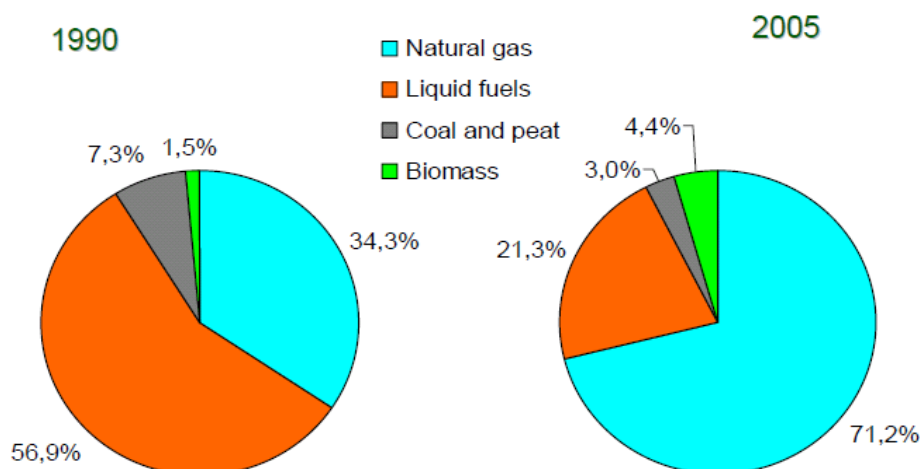
概要：

- Belarus は 2005 年 11 月に京都議定書を批准した。また議定書締約国の 75%の批准により 2007 年 12 月に Belarus は第一約束期間における京都メカニズム参加資格を得るであろう。
- 2005 年の GHG 排出量は 76.5MtCO₂eq (LULUCF 除く) であり、CO₂ が 73%、CH₄ が 17%を占める。またその内訳は下記の通りである。



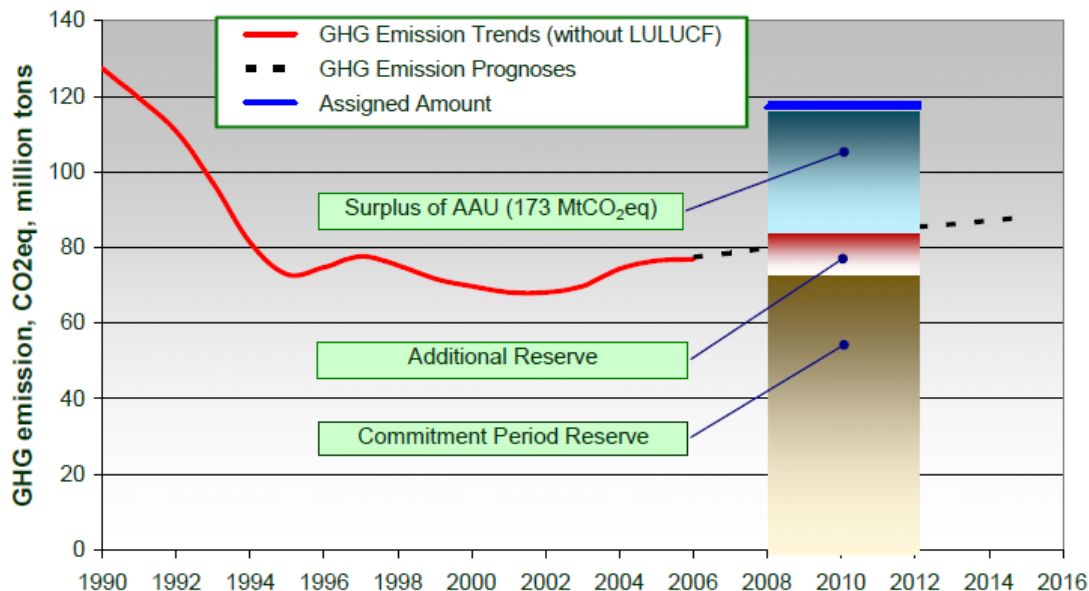
(当日プレゼン資料より抜粋)

- 4 億ドル／年以上をエネルギー効率化に使うなど、GDP の約 10%を GHG 排出削減と排出制限に使っている。今のホットエアは”hot”なものではなく、努力の結果である。
- 2005 年では 1990 年に比べて一次エネルギーに占める天然ガス、バイオマスの比率が高くなった。



(当日プレゼン資料より作成)

- GHG の排出トレンドを考慮すると、第一約束期間における Belarus の余剰 AAU は約 173MtCO₂eq と推測される。



(当日プレゼン資料より抜粋)

- “The Government Commission on Climate Change”が責任を持ってJIプロジェクトの承認を行う。
- Belarus における JI プロジェクトの概要は下記の通りである。

Sector	Projects	ERU, million/year
Energy sector	Cogeneration schemes, Combine cycle, Hydro power, Fossil-to-biomass fuel switch	2.0
Industry, Construction, Transport	Energy saving, Wood/organic waste utilization, Heat pumps, N2O control, New cement production technologies	1.5
Municipal Sector	LFG utilization, Waste water treatment, District heating	0.5
Agriculture	Agricultural waste treatment (biogas)	0.5

(当日プレゼン資料より抜粋)

- Belarus を附属書 B 国に含めることは、気候変動に対する活動をさらに促進する新しい機会を与えることとなる。

(柴田 憲)

【その4】

テーマ：The EU' s Kyoto Mechanism Fair - CDM and JI purchase programme in EU member States

主催：European Community

日時：5月10日（木） 13：00－15：00

概要：

①Bettina Wunder（オーストリア）

- ・ 京都メカニズム関係の予算は、4.09 億€。45Mt-CO2 程度を予定している。
- ・ 158 件の案件が進んでいる。JI で 14 件(9,308 千 t-CO2)、CDM で 20 件(16,248 千 t-CO2) のめどがついている。
- ・ アフリカを重視しており、特にウガンダ、ガーナ、タンザニア、エチオピアではパイロット物件を実施中である。

②Peter Wittoeck（ベルギー）

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を 12.3Mt-CO2 程度見込んでおり、予算は、第 1 段で 1,000 万€、第 2 段で 2,200 万€である。
- ・ 再生可能エネルギーと省エネプロジェクトを重視しており、原子力、LULUCF は考えていない。

③Jakob Forman（デンマーク）

- ・ 京都メカニズム関係の予算は、2004～06 年で 9,700 万€（外務省、環境省計）、2007～09 年で 5,400 万€（外務省、環境省計）である。
- ・ 現在、17 件、9 Mt-CO2 程度を確保した。そのうち 1.2 Mt-CO2 はロシアからである。
- ・ バイオマス、CHP、燃料転換を重視している。

④Malin Ahlberg / Anja Wucke（ドイツ）

- ・ EUA 割当量の 20%を上限に京都メカニズムクレジットを利用することとしており 4.5 億 t-CO2 程度になる。
- ・ ルーマニア、ロシア、ウクライナとの 2 国間交渉やカーボンファンドによる取得を考えている。
- ・ キャパシティビルディングにも力を入れており、特にアフリカの小国をターゲットにしている。

⑤Karoliina Anttonen（フィンランド）

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を 1,000 万 t-CO2 程度見込んでいる。JI4 件、CDM5

件で1,075千t-CO₂のめどがついている。

- ・ 50%までは先払いも可能である。

⑥Gerie Jonk (オランダ)

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を1億t-CO₂程度見込んでおり、1/3をJI、2/3をCDMと考えている。
- ・ 175件(25カ国)のCDM、40件(10カ国)のJIプロジェクトを手がけており、これからも購入を続ける。
- ・ 世界に先駆けて、キャパシティビルディングを実施してきており65カ国の実績がある。

⑦Rebecca Sainz (スペイン)

- ・ 世界銀行のファンドで4,100万t-CO₂、CAF900万t-CO₂などファンド出資が中心である。
- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギー、廃棄物プロジェクトに重点をおいており、地域ではラテンアメリカ、カリブ諸国を特に重視している。

⑧Anthony Pearce (スウェーデン)

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用は決めていないが、SD(持続可能な発展)への貢献としてCDM6件、JI4件を手がけている。
- ・ 予算は2.3億スウェーデンクローネ。

⑨Martin Hession (英国)

- ・ 英国は最大のCDMの買手であり35%を占めている。
- ・ 政府はGCOF(Governmental Carbon Offsetting Fund)を作り、小規模な省エネ、再生可能エネルギーを中心に手がけている。

(松本 仁志)

【その5】

テーマ：Climate change and energy security: energy policy and technology options

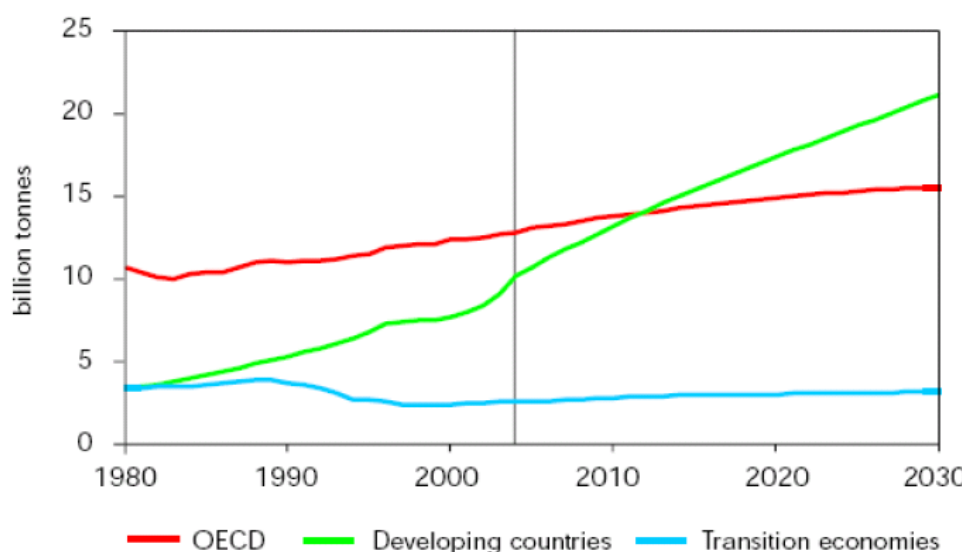
主催：International Energy Agency (IEA)

日時：5月10日(木) 13:00-15:00

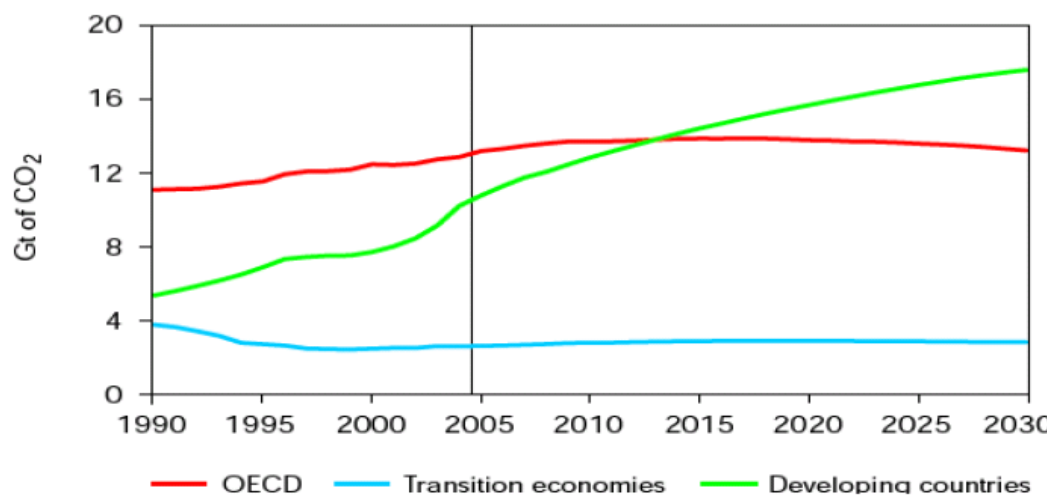
概要：

1) Technology Penetration and Capital Stock Turnover

- ・ 「World Energy Outlook」では力強い経済成長と既存の政策による(a)リファレンスシナリオと現在検討中の1,400もの気候とエネルギーに関する政策を考慮した(b)代替シナリオを示している。



(a) リファレンスシナリオ



(b) 代替シナリオ

(当日プレゼン資料より抜粋)

- Energy Technology Perspective では、力強い経済成長によるベースラインシナリオと同レベルのエネルギーサービスと \$ 25/tCO₂ までの技術導入を含む技術加速シナリオを提示している。
- 結論は下記の通りである。
 - 2030 年以降の変化のためには、2030 年以前の努力が必要である
 - 長期の炭素価格と政策のシグナルを求めている
 - 短期の排出目標は全ての必要な行動を促進しない
 - 発展途上国は“機会”と“挑戦”を求めている

2) CO₂ Allowance and Electricity Price Interaction

- CO₂ 価格と電力の関係、EU における様々な電力市場、供給戦略、電力購入に関する新しいビジネスモデルから、政策提言などを行った。結論は下記の通り。
 - 発電事業者と産業セクターの契約は“仮想プラント”を指標とすることがある
 - 競争市場においては、CO₂ 価格の転嫁は避けられない
 - 発電事業者へのアローワンスのオークショニングは電力価格上昇を引き起こさない
 - 究極的にはキャップ・アンド・トレードは最小のコストで排出を削減する

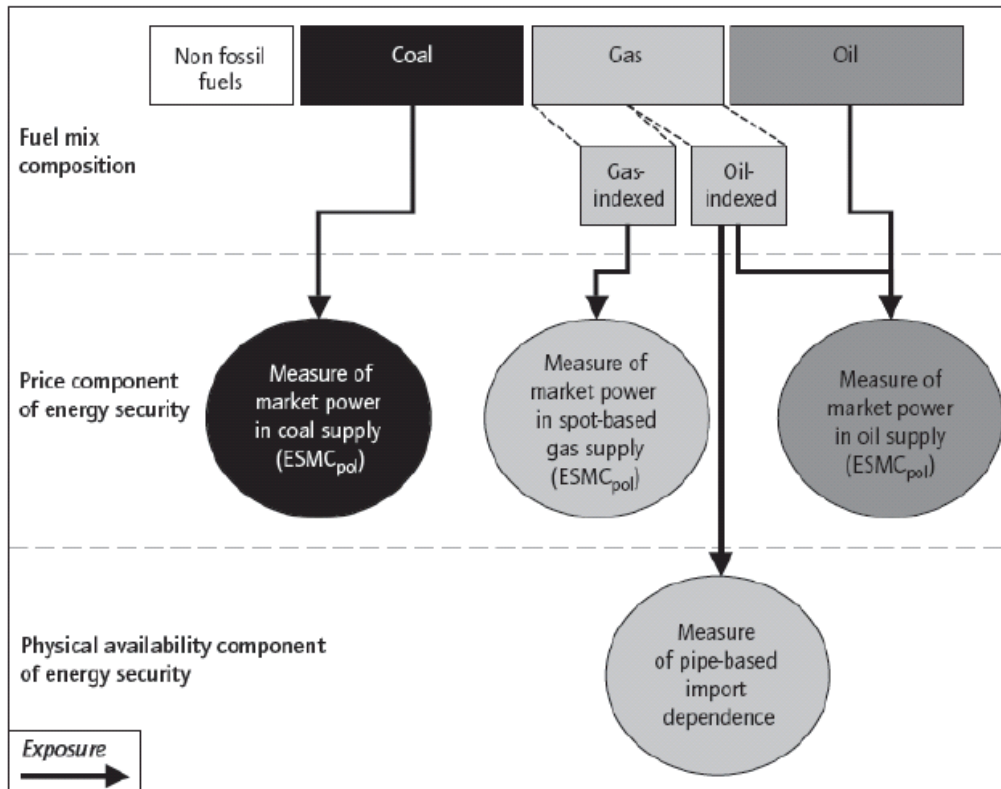
3) Tracking Industrial Energy Efficiency and CO₂ Emissions

- IEA における G8 作業は下記の通り
 - IEA 指標データベースの更新
 - 他の IEA 加盟国や非 OECD 国への対象拡大
 - 全ての分野におけるエネルギー効率評価のための新しい指標の作成
- 結論は下記の通り
 - 産業部門は CO₂ 排出の 36% を占め、その多くは原材料生産に係わる分野である
 - エネルギー集約産業は効率改善を進めているが、一方でこの分野は特に途上国を中心に力強く成長している
 - エネルギー効率化の余地は多分に残っており、ベストプラクティスの展開により年 1.9–3.2GtCO₂ (全排出量の 7–12%) の削減が可能である
 - キーとなる領域は、化学、鉄鋼、セメント、自動車、CHP である
- また今後については、「国際的な協力のさらなる推進」「より詳細なデータの収集」などを進め、2008 年の早い時期に 2 つの報告書を出す予定である

4) Energy Security and Climate Policy

- エネルギー・セキュリティと気候変動の関係を評価するツールを定義し、それらを両立するための政策立案の手助けとすることを目的とする
- 気候変動については CO₂ 排出量を、エネルギー・セキュリティについては資源分布を

考慮した新しい指標を開発する



(当日プレゼン資料より抜粋)

- これはエネルギー・セキュリティを定量化する初めての試みであり、CO₂ とエネルギー・セキュリティの影響を評価する体系的で透明性の高いアプローチであると言える

(柴田 憲)

【その6】

テーマ：Tackle emissions for international aviation & maritime transport

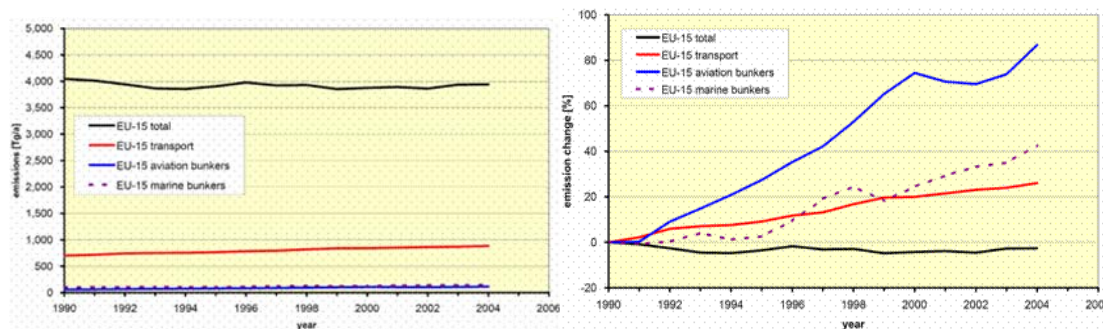
主催：European Community

日時：5月11日（金） 13:00-15:00

概要：

■航空機、船舶からの排出概要

- ・ 京都議定書では、国際間の航空機、船舶燃料についての枠組みは合意できていない。
- ・ 排出量絶対値はまだ小さいが、増加率で見ると総排出量はほぼ横ばいなのに対して、航空機、船舶からの排出は増加傾向が著しい。
- ・ 明確なデータはないが、航空機、船舶ともそれぞれEUの総排出量の2～3%を占める。これらの合計は、京都議定書の削減目標値にほぼ匹敵する値である。



出展：発表者プレゼンテーション資料

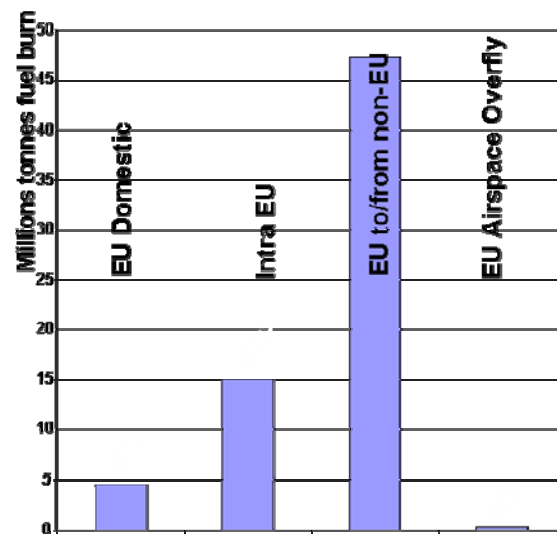
■EUの取り組み

- ・ 対策としては以下の4つのクライテリアを考慮している。
 - 実施環境：カバー範囲、回避措置、インセンティブ
 - 政治的配慮：衡平性、汚染者負担
 - 経済性：効率性、市場のゆがみ
 - 実現性：データの有効性、強制力
- ・ 以下のようなマルチステージアプローチを考えている（航空機の例）。

Industrialised Countries	Advanced Developing Countries	Developing Countries
Absolute Targets <i>Emissions Trading</i>		
Relative Targets <i>Performance Standards</i>		
No targets <i>Policies and Measures</i>		

■ EU-ETS の取り組み

- 2011 年：EU 域内の航空機を対象
- 2012 年：EU へ出入する航空機を対象
- 臨時便や小型航空機は対象外
- 対象ガスは CO₂ のみ
- 排出割当量は、2004～06 年がベース



出展：発表者プレゼンテーション資料

(松本 仁志)